

土庄町農林水産業活性化緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の終息が見通せず、加えて燃料価格及び物価の高騰により、先行きの不安から設備投資、設備更新及び事業拡大（以下「事業」という。）を控えている農林水産事業者に対し、減少しつつある農林水産業の担い手の安定的な事業継続及び町内の農林水産業の活性化を図るため土庄町農林水産業活性化緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、土庄町内に住所を有する者であつて、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内漁業協同組合及び当該組合に属する正組合員
- (2) 町が作成した人・農地プランの中心経営体に位置付けられた者
- (3) 町内で日本型直接支払制度等の取組により地元の農地を守っている組織又はこれに類する組織
- (4) 自己又は他人の保有する森林において、造林、育成及び生産等の林業生産活動を行っている組織

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 販路の開拓又は販売の促進に向けた情報発信及び販売促進資材の作成に要する経費
- (2) 農林水産事業を継続していくために必要な設備の導入又は改良に要する経費
- (3) 農林水産事業を行う上で省力化及び省人化に効果がある設備の導入に要する経費
- (4) 農林水産物を使った新商品の試作及び開発、商品の成分又は衛生等各種分析に要する経費
- (5) その他町長が認めるもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 補助対象者が法人である場合 補助対象経費に2分の1を乗じた額又は200万円のいずれか少ない方の額
- (2) 補助対象者が個人又は任意団体である場合 補助対象経費に4分の3を乗じた額又は37万5千円のいずれか少ない方の額

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体(以下「申請者」という。)は、土庄町農林水産業活性化緊急支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に町長が必要と認める書類を添えて町長に申請しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たっては、申請者において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合には、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、その適否を審査し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業の着手)

第7条 申請者は、補助金交付の決定後に事業に着手しなければならない。

(補助事業の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、当該事業について、次の各号のいずれかに該当するときは、土庄町農林水産業活性化緊急支援事業費補助金変更交付申請書(様式第2号)に関係書類を添え、町長に提出しなければならない。

(1) 事業実施主体を変更するとき。

(2) 補助金の額の増減を伴う事業費の変更をするとき。

(3) 事業を廃止するとき。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、その適否を審査し、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 第6条第2項の規定は、前項の規定による変更の承認において準用する。

(補助事業の実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日までに、土庄町農林水産業活性化緊急支援事業費補助金実績報告書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第2項のただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を土庄町農林水産業活性化緊急支援事業費補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第4号）により、速やかに町長に報告するとともに、町長の返還の命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条第1項の実績報告書の提出があったときは、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果及び事業費が第6条第1項の決定若しくは第8条第2項の承認の内容又はこれらに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第11条 補助金の交付は、精算払とする。

2 精算払によって補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の額の確定通知を受領した後、直ちに請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定若しくは変更の承認を取り消し、又はこれらを変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、町長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、その責めに帰すべき事情によらない場合については、この限りでない。

（1） この要綱の規定に違反し、又は事業の実施に関し不正があったとき。

（2） 第6条第2項（第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

（3） 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（4） 事業の実施が著しく不相当であると認められたとき。

（加算金及び延滞金）

第13条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付するものとする。

2 補助事業者は、前項の加算金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年5パーセントの割合で計算した延滞金を納付するものとする。

（立入検査等）

第14条 町長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物

件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (令和5年3月10日告示第24号)

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

土庄町農林水産業活性化緊急支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

土庄町長 様

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事業所の
住所地及び名称並びに代表者の氏名）

次のとおり事業を実施したいので、土庄町農林水産業活性化緊急支援事業費補助金交付要
綱第5条に基づき、関係書類を添えて土庄町農林水産業活性化緊急支援事業費補助金の交付
を申請します。

（関係書類） 別添1

別添1

事業計画書

事業実施主体	住 所		電話番号	
	法 人 名		担当者	
	代表者名			
事業名	※簡潔に行う事業が分かるような事業名を記載してください。			
事業分野	①農業 ②林業 ③水産業			
既存事業 の内容	※会社の沿革やこれまでの事業内容を具体的に記載してください。			
事業計画 取組内容	※今回の補助金でどのようなことを行うのかをできるだけ具体的に記載してください。 ※可能であればパンフレット、写真、平面図など取組内容が分かるものを添付してください。			

事業の効果	どのような効果が期待できるのかをできるだけ具体的に記載してください。		
事業完了予定	年 月 日		
事業費	総事業費	負担区分	
		町補助金	自己負担
	円	円	円

○添付書類

- (1) 交付申請時：対象経費が分かるもの（見積書、定款、規約等）
- (2) 実績報告時：支払いを証明するもの（請求書、領収書等）
- (3) 個人、法人にあっては町税の納税証明書
- (4) その他町長が認めるもの

様式第2号（第8条関係）

土庄町農林水産業活性化緊急支援事業費補助金変更交付申請書

年 月 日

土庄町長 様

住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事業所の
住所地及び名称並びに代表者の氏名)

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知のあった事業について、次のとおり変更したいので、土庄町農林水産業活性化緊急支援事業費補助金交付要綱第8条第1項に基づき、関係書類を添えて申請します。

- (注) 1 添付書類は、様式第1号に準ずるものとする。
- 2 添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があったものだけに限り添付すること。なお、この場合において、別添1の「既存事業の内容」を「変更の理由」と置き換え、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- 3 事業を廃止しようとする場合にあつては、「変更交付申請書」を「廃止申請書」と「変更」を「廃止」と置き換えること。

様式第3号（第9条関係）

土庄町農林水産業活性化緊急支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

土庄町長 様

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事業所の
住所地及び名称並びに代表者の氏名）

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知のあつた事業について、次のとおり実施したので、土庄町農林水産業活性化緊急支援事業費補助金交付要綱第9条第1項に基づき、関係書類を添えて実績を報告する。

- (注) 1 添付書類は、様式第1号に準ずるものとする。
2 添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があつたものに限り添付すること。なお、この場合において、別添1の変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

様式第4号（第9条関係）

土庄町農林水産業活性化緊急支援事業費補助金
仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

土庄町長 様

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事業所の
住所地及び名称並びに代表者の氏名）

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知のあつた事業について、土庄町農林水産業活性化緊急支援事業費補助金交付要綱第9条第3項に基づき、次のとおり報告する。

1 補助金の額の確定額 （ 年 月 日付け第 号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により 確定した消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額	金	円

（注）事業実施主体別内訳資料、その他参考となる資料を添付する。

様式第5号（第11条関係）

請 求 書

金 額		百	十	万	千	百	十	円

（アラビア数字で記載し、頭書きに¥の記号を付し、訂正しないでください。）

ただし、土庄町農林水産業活性化緊急支援事業費補助金として
上記の金額を交付されたく、土庄町農林水産業活性化緊急支援
事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき請求します。

年 月 日

土庄町長 様

住 所

代表者名

印

支払の 方 法	口座 振替払 <input type="checkbox"/>	銀行・金庫・ 農協・漁協 (支)店								現金払 <input type="checkbox"/>	隔地払 県外 送金 <input type="checkbox"/>	小切手 払 <input type="checkbox"/>
		預 金 種 目	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	口座 番号							
		(フリガナ) 口 座 名 義										

- 1 希望する支払の方法の□の箇所にレ印を付してください。
- 2 口座振替払は、預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載して下さい。
なお、預金種目欄にあつては、該当する預金種目の□箇所にレ印を付してください。
- 3 現金払は、指定金融機関の店舗名を記載してください。
- 4 請求者と受領者が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付してください。
- 5 印影届は、現金払の場合に請求印と同じ印（代理受領者にあつては、代理受領者の印）を押印して下さい。

印影届